

山梨県介護ロボット等導入支援事業費補助金（障害福祉分野）交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、介護職員の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設等の開設者が実施する介護ロボット等を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「障害者支援施設等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び法第5条第17項に規定する共同生活援助をいう。

2 この要綱において「介護従事者」とは、施設障害福祉サービス事業に従事し要介護者に対する介護を行うものをいう。

3 この要綱において、「介護ロボット等」とは、次の（1）から（3）の全ての要件を満たすものをいう。

（1）目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボット等であること。

（2）技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット等であること。

（3）市場的要件

販売価格又はリース価格が公表されており、一般に購入又はリース契約が締結できる状態にあること。

（補助対象事業）

第3条 この補助金は、広く一般の障害者支援施設等による取り組みの参考となるような先駆的な取り組みについて支援するものであり、前条第3項に規定する（1）から（3）までの全ての要件を満たす介護ロボット等を導入する事業を対象とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、前条第3項で定めた介護ロボット等の購入又はリース契約に係る費用及び初期設定に要する費用とし、1機器当たり100,000円以上となるものとする。

この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。

また、同機種を複数購入する場合も上限額の範囲内で補助を行うものとする。ただし、次に該当する介護ロボット等に係る費用は、補助の対象外とする。

（1）交付決定前に購入又はリース契約を締結したもの

（2）本事業と同趣旨の事業による補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの

（補助金の算定方法）

第4条 前条に規定する事業に対する補助額は、1機器につき300,000円を上限とし、算出方法は次のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 介護ロボット等を購入により導入する場合は、補助対象経費の実支出額を補助額とする。
- (2) 介護ロボット等をリース契約により導入する場合は、3年以上のリース契約を締結するものに対し、導入した年度内のリース額を補助額とする。
- (3) 介護ロボット等導入計画一計画につき、一回の補助とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）及び介護ロボット等導入計画書（様式第2号）を、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規則第5条に基づき補助金の交付決定を受けた障害者支援施設等（以下、「補助事業者」という。）は、事業内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。
- (2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかななければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、精算払とする。

(補助事業者の義務)

第9条 補助事業者は、介護ロボット等導入後の3年間、毎年度3月31日を基準日として、介護ロボット等導入によって得られた業務効率化や職場環境の改善等の効果に関するデータを介護ロボット等導入使用状況報告書（様式第6号）に取りまとめ、基準日から1か月以内に知事に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。また、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、仕入控除税額報告書（様式第8号）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。

なお、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から施行する。